

＝利用にあたっての注意事項＝

- この利用券を使えるのは、交付を受けたご本人のみです。
- この利用券を利用するときは、タクシー乗務員に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を必ず提示してください。
- 利用できる回数は四半期(3ヶ月)につき12回までです。
利用券には12枚ずつそれぞれ利用可能期間を記載していますので間違えないようにしてください。
- 利用できるタクシーは、北九州タクシー協会に加盟しているタクシー及び北九州市と契約しているタクシーです。(電動車いす用利用券のみ、寝台中型車と寝台大型車にも乗車可能です)
- タクシーに乗車するときは、あらかじめ、乗務員に利用券と手帳を提示して、使用できることを確認してください。
- 助成額は、総額のうち初乗り運賃部分のみです。ご利用の際には初乗り運賃を確認してください。差額はお支払いください。(1回の乗車につき1枚しか利用できません)
- 利用券は再発行しませんので大事に取り扱ってください。
- 施設入所等の理由により、助成の対象でなくなった場合は残りの利用券を区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係へお返しくください。(家族、知人等に譲ったりしないでください。)
- その他詳しいことは、お住まいの区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係でお尋ねください。